

ラオスにおける公印に関する首相令普及指示書について

2021年10月9日

One Asia Lawyers ラオス事務所

1. 背景

2018年10月1日付で「公印に関する首相令（No.322）（以下、首相令）」が公布されました（詳細は2018年11月5日付ニュースレター「[ラオスにおける看板及び公印に関する法令の改正について](#)」をご参照下さい）。今回、ラオス内務省は、①首相令の補足説明、②公印発行の手続きの明確化、③公印の管理機関の義務の明確化について、これら3つを目的として、2021年8月16日付にて「公印に関する首相令普及指示書（No08）」を発行しました。



今回は、外国人が関連する主な組織（法人、国際組織、NGO 団体等）の公印に関する規定の追加説明の部分についてご紹介いたします。

2. 公印の形、インクの色、大きさ及び内容

2-1 外国の代表団体（大使館、領事館）、国際機関、国際非政府組織（International Non-Governmental Organization、以下 INGO）の公印については、首相令の適用範囲となりますが、公印の形、大きさ、内容については、各組織がラオス外務省へ申請を行い認証されたものとします。

2-2 企業登録証を保有する法人、国有企業（政府が15%以上を出資）、グループ会社、事業連盟の社印の形は、8角形とします。

2-3 国際機関、連合、連盟、協会、団体、基金、非営利援助組織、商売協会などの社印の形は円形でインクの色は青色とします。

3. 公印の使用条件、発行許可、管理及び使用について

3-1 組織の名前変更、会社の統合、解散、プロジェクトの終了等により公印の内容を変更する場合は、治安維持省へ既存の公印を返却する必要があります。

3-2 大使館、領事館、アジア開発銀行、世界銀行、メコン委員会等においては、その団体独自の公印を使用する前にラオス外務省へ公印の見本 (Specimens) を提出することによって、その使用が許可されます。治安維持省に対して使用許可を取得する必要はありません¹。

3-3 INGO 等のプロジェクト団体や事業組織は、団体独自の公印をラオスで使用する前に、公印の見本 (Specimens) をラオス外務省等の関連機関へ提出します。その後、自身の国の代表団 (大使館、領事館等) で認証を受け、ラオスの治安維持省で登録手続きを行う必要があります。

なお、外国の代表団体、国際機関、INGO 等がラオスで公印を作成する場合は、首相令第 14 条²に則り作成することが可能ですが、作成後、見本 (Specimens) をラオスの外務省へ提出する必要がありますのでご注意ください。

以上

〈注記〉

本資料に関し、以下の点ご了解ください。

- ・今後の政府発表や解釈の明確化にともない、本資料は変更となる可能性がございます。
- ・本資料の使用によって生じたいかなる損害についても当社は責任を負いません。

「One Asia Lawyers」は、日本および ASEAN 及び南アジア各国の法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初の ASEAN 及び南アジア法務特化型の法律事務所です。

One Asia Lawyers ラオス事務所においては、常駐日本人専門家 1 名を含む合計 10 名の体制で対応を行っております。コーポレート、労務、倒産、訴訟等、現地に根付いたサービスを提供しております。

各種フォーマットの提供や動画配信 (例えば、「ラオスにおける解雇規制とその留意点」等) を行っております。

¹ 治安維持省より許可を取得する必要はありませんが、同省にて登録の義務はあります (首相令第 15 条)。

² 首相令第 14 条「公印の作成許可について」

本記事やご相談に関するご照会は以下までお願い致します。

yuto.yabumoto@oneasia.legal (藪本 雄登)

satomi.uchino@oneasia.legal (内野 里美)



[藪本 雄登](#) One Asia Lawyers メコン地域統括

One Asia Lawyers の前身となる JBL Mekong グループを 2011 年に設立。メコン地域流域諸国を統括。カンボジア、ラオス、タイ、ミャンマー、ベトナムで数年間の駐在・実務経験を有し、タイを中心にカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム (CLMV) の各国につき、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対する各種法的なサポートを行う。タイ国内案件、ベトナム国内案件、CLM へのクロスボーダー進出支援業務、M&A、コーポレート、労務、税務、紛争解決案件等を担当。

ビエンチャン日本人商工会議所事務局長 (2015 年)、カンボジア日本人商工会労務委員 (2014 年、2015 年)、盤谷日本人商工会 GMS 委員 (2016 年-)、東京都中小企業振興公社の相談員 (2017 年-)、中小機構相談員 (2016-) 等を歴任。yuto.yabumoto@oneasia.legal



[内野 里美](#) 弁護士法人 One Asia ラオス事務所

2016 年より One Asia Lawyers ラオス事務所に駐在。ラオス国内で 15 年以上の実務経験を有する。ラオス語を駆使し、現地弁護士と協働して各種法律調査や進出日系企業に対して各種法的なサポートを行う。

satomi.uchino@oneasia.legal